

No	本編	別紙 番号	頁	章	節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○		6	1	5	8	(1)	ア				対価	請負契約においては総価契約、単価契約のどちらになるのでしょうか。	本事業の事業契約は総価契約となります。SPC内での請負契約については本市からの指定はありません。
2	○		8	1	5	9						使用料の負担	付帯施設について、付帯施設の都市公園法第5条に基づく許可を受けるのは付帯事業者となることから、使用料の支払いは付帯事業者から貴市に支払うこととしていただきたい。	協議によるものとします。
3	○		8	1	5	9						使用料の負担	自動販売機を設置する自主事業について、占用許可を受けるのは自主事業者となることから、使用料の支払いは自主事業者から貴市に支払うこととしていただきたい。	事業者(指定管理者)以外の自主事業の実施は想定していません。
4			8	1	5	9						表2 事業者の提案例と許可 手続き・使用料等の整理	自主事業で事業者が行う内容(例)に「本施設内に一時的にアーバンスポーツ施設を設置する」とあるが、このアーバンスポーツを楽しむのに必要なアーバンスポーツ用(スケートボード、3x3バスケットゴール等)の整備費用はサービス購入費の対象となりますか。	サービス購入費の対象ではありません。
5	○		10	1	5	12						事業スケジュール(予定)	1期工事分の運営開始日が令和10年3月としか記載されていません。開始日に向けて工事期間がタイトになることが想定されるため3月何日かをご教示願えないでしょうか。	令和10年3月31日以前であることを前提に、事業者の提案によるものとします。
6			10	1	5	12						各工事期の対象範囲	今回各工事期の対象範囲を見直していただき、多目的広場(観客席)が1期工事(任意)となりましたが、2期目に整備する場合、メイン広場で使用する備品類は仮置場を設けそこで保管してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
7	○		20	1	8	4	(2)					利用料金	観客席内の諸室、放送設備、写真判定装置、及びクラブハウス内の研修室、シャワー室等の利用料金が示されていませんが、事業者提案が可能と理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。周辺の相場を踏まえた提案を求めることとします。
8	○		20	1	8	4	(2)					駐車場料金	開園時には無料とし、事業期間の途中で有料化にすることは可能でしょうか。	可能ですが、その旨を提案書にて示してください。また、有料化の場合には、サービス対価の見直し含め、協議によるものとします。
9	○		27	2	3	3	(1)	カ				移植樹木	移植樹木につて、専門家による樹木診断等を行ったデータを受領することは可能でしょうか。移植樹木について、サクラと記載されておりましたが、全国的にクビアカツヤカミキリの被害等が拡大されている中で、移植はリスクとなります。事業者の調査で移植を取りやめる等の判断は事業者が提案可能と理解してよろしいでしょうか。	現時点で樹木診断等は実施しておりませんので、契約締結後事業者にて樹木診断等を実施してください。診断の結果、移植することが不適と判断される場合は、対応について本市と協議するものとします。ただし、移植をしない場合においても植樹をするなど移植に代わる処理を行ってください。
10	○		36	2	3	8	(1)	エ				造成土	市で確保する造成土について、現在行われている搬入作業はいつまで継続する予定でしょうか。またその時点での想定搬入数量(地山)及び仮置予定位置図がありましたら施工計画の提案に反映させたいので公表していただけないでしょうか。	令和9年9月まで搬入作業を実施する予定です。想定搬入数量は最大約84,000m ³ を見込んでおります。仮置予定位置については、お示しすることはできませんが、令和7年9月1日現在時点で、約18,000m ³ の土を受け入れております。契約締結以降の搬入分については、契約事業者と置場について協議のうえ調整する計画です。

No	本編	別紙 番号	頁	章	節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
11	○		36	2	3	8	(1)	エ				造成土	2025年8月18日公開の回答(No.73)にて搬入土の土質改良は必要ないとの記載がありますが、施工者としては材料試験値が無い以上着工前に関連する土質試験を行うことになります。その際改良の必要が生じた場合は協議の対象となるのでしょうか。	建設発生土受入に際し、搬出者側に対し、締固めた土のコーン指数試験(JIS A 1228)地盤材料の工学的分類(JGS 0051)土の含水比試験(JIS A 1203)土の粒度試験(JIS A 1204)土の液性限界・塑性限界試験(JIS A 1205)の土質試験を実施させており、その結果、第3種建設発生土以上の土を受け入れていることから、土質改良は必要としておりません。万一、造成用途の土として適さない土質であった場合の改良費用は別途協議するものとします。
12	○		36	2	3	8	(1)	エ				敷地造成	貴市が事前に搬入される搬入土を敷地内のどこに仮置きされるのかを提示願います。	仮置予定位置については、契約事業者にお示しすることとします。契約締結以降の搬入分については、契約事業者と立場について協議のうえ調整する計画です。
13	○		36	2	3	8	(1)	エ				敷地造成	第1回要求水準書質問回答No.73に、「公園造成用途の土としてはそのままの状態で使用が可能」との回答がありますが、第3a種という理解でよろしいでしょうか。	建設発生土受入に際し、搬出者側に対し、締固めた土のコーン指数試験(JIS A 1228)地盤材料の工学的分類(JGS 0051)土の含水比試験(JIS A 1203)土の粒度試験(JIS A 1204)土の液性限界・塑性限界試験(JIS A 1205)の土質試験を実施させており、その結果、第3種建設発生土以上の土を受け入れています。
14	○		36	2	3	8	(1)	エ				敷地造成	万一、造成用途の土として適さない土質であった場合の改良費用は別途協議という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
15	○		36	2	3	8	(1)	キ				表土	既存農地の表土について、想定されている厚さ及び土量(地山)をご教示願います。	既存農地の表土厚さについては、30cmを標準としております。土量は約14,400m ³ を見込んでおります。
16	○		37	2	3	8	(2)	イ				接続道路について	接続箇所及び接続方法は、「事業者からの提案によるが、主要な車両出入口は原則として1箇所に限定すること」とあり、事業者による複数箇所設定可能の余地を残しているのに対し、「募集要項等に関する個別対話結果」では、「主要な車両出入口は原則1箇所」と記載のため、市道総合運動公園線以外の道路から利用者の車両が出入りできるような提案も可能か」という確認内容への回答が「利用者車両の出入口は市道総合運動公園線のみとしうえて、緊急時の車両出入口は敷地西側の市道恵子・柚原線に面して1箇所設けてください。」となっています。そこで、改めて確認したいのですが、事業者の提案で複数箇所の設定は可能ですか。本件用地は細長の形状をしているため、主要な車両出入口を1箇所に限定することで利用者に不便(南側への移動、足の不自由な方への配慮)が生じます。そこで、敷地西側に車両出入り口設置を認めていただきたいと思います。もし1か所に限定したうえて、本事業対象施設をすべて配置した場合、公園敷地内での安全な車道面積確保は困難と思われます。	一般利用者車両の複数箇所の出入口の設定は認めません。一般利用者車両の出入口は市道総合運動公園線のみとします。要求水準書を修正します。
17	○		37	2	3	8	(4)	ア				下水道(汚水)	新設道路に下水道(汚水)の本管が敷設されるとの理解でよろしいでしょうか。	新設道路に下水道(汚水)・ガス・電気などは敷設される計画はございません。
18	○ 閲覧資料4		38	2	3	8	(5)	イ				整備事業区域外の雨水流入について	要求水準書質問回答No.108にて閲覧資料4の説明をいただきましたが、整備事業区域外の流域面積が整備事業区域内の面積を超えており相当数の雨水流入が想定されるため、それに対応できる排水設備の整備が必要になると考えます。今回の事業費に排水設備の整備費用は十分に計上されていると考えてよろしいでしょうか。対話結果や回答結果から下水道課へ直接確認すべき事項が複数あることから、公募時に下水道課の意見も踏まえた上で事業費が算出されているのか確認です。	整備事業区域外の雨水流入に対応できる排水設備の整備費用を計上しております。

No	本編	別紙 番号	頁	章	節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
19	○ 閲覧資料4		38	2	3	8	(5)	イ				整備事業区域外の雨水流入について	整備事業区域外の雨水の扱いについて、雨水貯留槽を経由させず直接放流と考えてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとなりますが、下流域の雨水幹線や雨水枝線等の既設水路に影響が生じないような計画としてください。
20	○		38	2	3	8	(6)					電力・ガス	引き込み方法等は、事業者の提案による、とありますが、採用する熱源そのものについても事業者提案と理解してよいでしょうか。	お見込のとおりです。災害時の活用等を踏まえ、ご提案ください。
21	○		41	2	4	2	(1)	ア	(イ)		(b)	メイン広場の人工芝選定について	ロングパイル人工芝のパイル長は市と協議の上決定とありますが、長さによって導入費用が大きく変動するため、市が想定される主な使用用途がサッカーかラグビーかを明示願います。	主な使用用途はサッカーを想定していますが、ラグビーでの使用も想定しています。
22	○		41	2	4	2	(1)	ア	(エ)			陸上トラックの舗装について	詳細な舗装の材質、色彩等については市と協議の上決定とありますが、陸上トラック8レーンすべて3層構造(ウレタン表層・ウレタン耐久層・弾性層)で考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
23	○ 添付資料13		42	2	4	2	(1)	ア	(オ)			陸上競技場備品について	備品リストに写真判定装置が含まれておりますが、観客席の室内に機材の設置を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、事業者の提案を妨げるものではありません。
24	○		43	2	4	2	(1)	イ			(b)	庭球場	硬式テニスとソフトテニスでは、コートの外側寸法が異なりますが、既存施設の利用は部活動等が中心であり、厳しい敷地条件を考慮し、寸法の推奨値をそのまま採用する以外の事業者提案を認めていただけないでしょうか。具体的には、硬式テニスコートのサイズで設置させて頂きたいです。硬式テニスのコートで軟式テニスのプレイは実施可能であるとヒアリングを受けていることから、他施設の兼ね合いも踏まえ、ご検討頂きたいです。	原案のとおりとします。
25	○		43	2	4	2	(1)	ウ				フレキシブルコート	必ずしも庭球場と同じサーフェスを採用する必要はなく、事業者提案と理解してよいでしょうか。	砂入り人工芝パイルであれば、必ずしも庭球場と同じサーフェスを採用する必要はありません。
26	○		43	2	4	2	(1)	ウ				フレキシブルコート	テニス以外の多様な利用も想定し、砂入り人工芝パイル以外のサーフェスについても事業者提案を認めていただきたい(テニス以外の多様な利用を想定した場合、必ずしも砂入り人工芝パイルが最適ではない場合がございます)。	認めません。原案のとおりとします。
27	○		43	2	4	2	(1)	ウ				フレキシブルコートの整備について	災害時の物資拠点としての活用を検討されていることを踏まえ、多様な用途に対応すべく砂入り人工芝パイル以外の舗装で提案することは可能でしょうか。	砂入り人工芝パイル以外の舗装は認めません。
28	○		46	2	4	2	(1)	オ	ク		h	蓄電池	蓄電池について、太陽光発電設備による充電が可能であれば、ポータブル形式のものとしても差し支えないでしょうか	可能とします。
29	○		55	3	2	1	(2)					基本的な考え方	貴市が事業者に求める協力とは、具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	近隣住民への説明や調整の支援全般を想定しています。
30	○		55	3	2	1	(2)					基本的な考え方	説明の対象とされる「近隣住民」について、具体的な範囲は貴市で想定されていますでしょうか。	後野区、恵子区、道善区を対象としますが、その他の地域についても協議のうえ対象となる場合があります。

No	本編	別紙 番号	頁	章	節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
31	○		55	3	2	1	(5)					基本的な考え方	「参画」という言葉の定義に、見学会等のイベントも含まれるでしょうか。あるいは、それも含めて事業者提案に委ねると解釈すべきでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
32	○		56	3	2	3	(2)	エ				近隣調査・準備調査等	6/20の質問回答No5において、「事象に応じ、協議によるものとします」と回答いただいている通り、エの事業者負担については文章の修正をお願いします。	当該項目は調査に関する内容のため、原案のとおりとします。6/20の質問回答No5の内容は対策費用に関する内容と理解しています。
33	○		57	3	5							既存施設	事業用地内の既設道路は全て一般者通行止めとなっているのでしょうか。現時点ではまだ閉鎖されていないように思いますがその場合通行止め処理を行う時期をご教示願えないでしょうか。	現時点で事業用地内の既設道路はすべて一般者通行止めとしております。契約締結後事業者において一般者が事業用地内に立ち入る場合は、安全施設を適切に配置し、通行止めの処置を行ってください。
34	○		57	3	5		(3)					既存施設の解体・撤去	杭を含めすべて解体・撤去することとありますが、杭の撤去が伴う既存施設を想定されていましたらご教示願います。	既存施設は弓道場を想定しています。ただし、事業用地内のフェンス等の工作物の撤去も必要となります。
35	○		58	3	5							弓道場の解体時期について	令和6年度の弓道場の稼働状況(占用利用)が22日間とのことで、使用されていない期間もあるように見受けられますが、建設スケジュールを想定するにあたり、利用時期をお示しいただくことは可能でしょうか。また個人利用等の予約受付の停止など対応いただくことは可能でしょうか。	〈前段〉弓道場の主な使用は個人利用であり、休館日以外はほぼ毎日使用しています。 〈後段〉協議によるものとしますが、利用ができない期間は可能な限り短くなるようにしてください。
36	○		61	4	4		(4)					開園式典	8月18日に回答いただいた際、要求水準書質問回答No81・82の回答内容に齟齬が生じていると思われます。開園式典は1期工事完了後のみ開催されますでしょうか。2期とも開催する場合は、それぞれの規模感をご教示ください。	開園式典は1期工事後、2期工事後ともに開催することとします。 規模は事業者の提案によるものとします。 来賓の人数は1期工事後、2期工事後ともに250人～300人を想定しています。
37	○		62	4	4							開園式典	募集要項等に関する第1回質問回答のNo.81において「第1期工事が完了し部分的に供用開始される際のみに行うもの」の質問に対して「お見込みのとおりです」と回答がありますが、要求水準書P19運営開始期限に供用開始されなければ要求水準未達となる為、開園式典は第1期と第2期の2回あるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	○		62	4	4							開園式典	開園式典を第1期供用開始時、第2期供用開始時の2回する場合、どちらも参加者は250～300人程度の案内を予定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	○		62	4	4		(2)					開園式典	開園式典は、1期と2期と2回開催されるのでしょうか？ 要求水準250～300名の式典参加予定人数は、1期の開園式典の人数との理解で宜しいでしょうか。 2期の開園式典を開催する場合、参加予定人数をお示しください。	要求水準書に関する質問No36のとおりです。
40	○		62	4	4		(4)					開園式典	質問回答にNo81および82において式典の実施回数に矛盾が出ていると思われますが、第1期の開業のみとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問No36のとおりです。

No	本編	別紙 番号	頁	章	節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
41			74	5	8			ケ				修繕業務	テニスコート、フレキシブルコートの人芝について、耐久性が高い人工芝を採用し、事業期間中は補修程度で機能が維持できれば全面張替は不要と考えるのでしょうか？	事業期間内の性能が担保できるものであれば、全面張替えを不要とすることを認めます。
42	○		74	5	8			ク				修繕業務	要求水準書質問回答No.95において、毎年異なる額の凸凹な予算計画で表してよいとの回答ですが、事業契約書別紙4、1、③においては、維持管理及び運営業務のサービス対価の支払いは、原則として、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとするとなります。修繕業務費については、毎年度異なる予算計画とし、貴市からの支払いも毎年度異なる金額とすることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
43	○		75	5	8			ク				修繕業務	「執行残額は最終事業年度の終了時に、本市に返還することを基本とするが、協議により決定する。」とありますが、執行残額の利益に対して法人税等課税された場合は、税引き後の執行残額についてが返還協議対象の理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。協議によるものとします。
44	○		76	5	8			コ				修繕業務	質問回答No11において陸上競技場の公認更新時に陸連からの指導により、改修の指示があった場合の費用負担について、市と協議の上事業者にて実施と回答いただきましたが、リスク分担表への明記をお願いします。	リスク分担表の修正は行いません。ご質問内容の取扱いは回答のとおりです。
45	○		76	5	8			コ				修繕業務	公認更新に伴う、陸連からの指導による修繕及び改修については、市の負担での改修業務との認識でよろしいでしょうか。	部分的な舗装修繕等であれば事業者の修繕業務として実施することとしますが、公認陸上競技場規定等の改正等により、公認更新に伴う大規模な修繕及び改修が必要となった場合は、市と費用負担について協議するものとします。
46	○		76	5	8			コ				修繕業務	陸上トラックの全面改修は、事業者の業務対象外とし大規模修繕と捉え、保全予防に努めるための部分的な舗装修繕は事業者の修繕業務として考えてよろしいでしょうか。	公認陸上競技場規定等の改正等により、公認更新に伴う大規模な修繕及び改修が必要となった場合は、市と費用負担について協議するものとなりますが、その他はお見込みのとおりです。
47	○		82	6	2	4		エ					実施方針資料1:リスク分担表について、猛暑に伴う屋外活動の減少による施設利用者の減少に関するリスク分担に関して、リスク分担表No.23の不可抗力に分類されるとの解釈をしておりますが宜しかったでしょうか。	事象に応じ、協議によるものとします。
48	○		86	6	4		(1)	ウ				自主事業(任意)	一例として、駐車場の一部に関して、普段はスケートボードなどのアーバンスポーツが実施可能な多目的なスペースとし、多くの来園者が予想される際には駐車場として活用できるように計画することが想定される。とあるが、このアーバンスポーツを楽しむのに必要なアーバンスポーツ用(スケートボード、3x3バスケットゴール等)の整備費用はサービス購入費の対象となりますか。	サービス購入費の対象ではありません。
49	○		86	6	4		(1)	コ				広告事業	広告事業の提案において、提案書を提出する前に貴市との協議が必要との事ですが、協議受付の対応期限等ありますでしょうか。	提案書の提出前であれば、期限はありません。
50	○		88	7								付帯施設の扱いについて	個別対話結果No. 94において合築での提案の場合、解体撤去できるものであれば可能と回答いただきましたが、内装等を綺麗にしスケルトンの状態での引き渡しを協議することは可能でしょうか。	可能です。
51		○										備品等リスト(参考)	提供頂いている備品等リストの中に弓道場の備品記載がありませんが、既設の弓道場から備品を移動する予定でしょうか。新規で備品を揃える必要がある場合は、弓道場の想定備品をお示しい。い。	(前段)既設の弓道場からの備品の移動は予定しておりません。 (後段)大会開催が可能な備品とし、事業者の提案によるものとします。